

ものを社員及び賛助員の醜金、篤志者の寄附金、慈善會の収益等とす

▲社員及び賛助員 百二十九名、賛助員二百四十三名合計三百七十二名其の醜出金年額約千圓なり

▲院舎の設備 建物坪數は六十五坪にして分ちて禮拜室、事務室、男兒收容室、女兒收容室、常務理事室事務員室等とす

▲役員及職員 理事長阿部宇之八氏、常務理事有田正雄氏、理事向井次郎、伊藤龜太郎、田中朴山、一柳仲次郎、松宮石丈五氏、監事笠原文平、中西八百吉、相澤元次郎三氏、事務員加藤定助氏、保母有田みさを子、加藤する子、太田やそ子あり

▲官公衙の補助 明治四十三年度以降北海道廳より同四十四年度以降札幌區より補助金を下附せらる

北 星 園

十勝國上川郡人舞村下佐幌

▲沿革 本園は明治四十三年八月一日の創立にして最初岐阜市外なる日本育兒院の附屬農園として同院監督の下にあり山田範三郎氏院兒四名を率ゐて渡道し未開地十九町歩餘の貸付を受けて開墾に著手し翌年八月東宮殿下本道行啓を記念せむが爲め園舎を建築す同四十五年四月本園收容の學齡兒童に對し園内に於て尋常小學校教科を修めしむることを許可せらる大正三年一月日本育兒院との關係を絶ちて獨立經營となり年々未開地を墾闢して農耕地約十五町歩に達し今日に至れり

▲收容者處遇法 純然たる家族制度に依り衣食住の程度は附近中産の農家に準じ教育は専ら精神修養に

意を用ひ學齡兒童は公立小學校及園内教授所に於て修學せしむ本園は經營の基礎を農業に置くが故に兒童をして耕作に従事せしめ心身の鍛鍊に資す信仰は基督教主義に依る

▲收容人員 創立以來の收容人員は男二十五名女十三名合計三十八名にして現在男十九名女八名合計二十七名なり

▲資産及び經常費 基本金千百圓、土地、建物、耕馬及器具等の價格約三千圓を有す土地三十町六反歩の内十五町歩は農耕適地とす大正五年度收支決算額は三千百八十圓にして其の収入の主なるものを會員醜出金、農業收入及び寄附金とし大正六年度豫算額は三千九百五十二圓なり

▲規模 建物敷地は千五百坪あり園舎約九十坪にして分ちて事務所、教室、男兒室、女兒室、主事室、事務員室、食堂、厩舎及び納屋等とす

▲賛助員 賛助員の數は大正六年三月末千三百六十八人あり内河西郡の四百七人を最多とし中川郡二百三十三人、上川郡二百二十一人之に次ぐ其醜出金は年額二千五十餘圓なり

▲職員 名譽園長黒澤信良氏、主事山田範三郎氏、内務主任鈴木幸氏、助手鈴木正幸氏、主婦山田たよ子、保母鈴木ひで子

▲補助 本園は大正二年度以降北海道廳より事業獎勵の爲め補助金を下付せらる

岩 内 救 護 院

後志國岩内郡岩内町大字老古美

▲沿革 本院は鈴木久太郎氏が明治三十七年當町消防組小頭として夜警巡邏中脚氣患者の一老人を救助し旅費を給して歸郷せしめ、に胚胎し爾來氏は行旅病者を發見する毎に之を自宅に伴ひ歸り救助を爲すと數年に及びり當時官公衙の取扱に係る行旅病人は凡そ之を木賃宿に寄宿せしめしが時の町長三上氏之を憂ひ氏に託するに町役場に於て保護を與ふべき一般行旅病者の收容を以てす依て居を轉じ業を改め小間物商を營むの傍ら救護事業に當るに至れり當初は僅に七八名の收容者あるに過ぎざりしが遂次増加の傾向あり爲めに意を決し商品全部と家財とを賣却し七百餘圓を得たるを以て町役場に交渉し現在地なる町有地區域内百七十五坪の無償貸付を受け院舎を建築し岩内救護所を創立す之れ實に明治四十一年十二月八日の事とす然れども失費多額にして到底獨力經營の見込なきを以て翌年始めて篤志家の賛助を仰ぎ隨時金品の寄贈を受くると共に囑託醫を設け役員を選定し老病者並に孤貧兒の收容を爲し事業漸次擴張するに至り同四十五年建物三十二坪を増築し其の記念として名稱を岩内救護院と改め大正二年に及び四十三坪二合を同五年中更に二十二坪五合を増築せり

一、育兒 收容せる幼兒は院内に於て之を撫育し學齡に達するを待ちて就學せしめ義務教育終了後は其の性質と特長とを考查し適業に従事せしめ自活の道を誘導す

二、行旅病人 收容患者には院主自ら慰安を與へ殊に衛生に注意し飲食物及服醫等の如きは醫師の指示に依る

三、扶養者老病者には相當保護を與へ就業に差支なき者には其の性質と技能とに應じ適當なる手工を課し種々慰安の方法を講じ以て天壽を保たしむ

四、精神病者 特に設備せる別室に收容し衛生及監護に注意し附添人若は看護人を附し普通病者と區分す

▲事業の成績 開設以來收容せるものは行旅病者百二十二人、賑恤者十九人、無料宿泊人百二十八人合計二百六十九人にして現在行旅病者三人、賑恤者四人、兒童十六人合計二十三人なりとす

▲資産及び經常費 基本金三百圓、建物及び什器千八百圓大正五年度收支決算額千四百一十一圓同六年度豫算額千四百七十六圓にして其の収入の主なるものは賛助金、寄附金及び囑託取扱費等とす

▲賛助員 定期に金品を醸出する者の數は三百四十九人にして其の年額凡そ三百五十圓なり

▲院舎 本院建物は五棟百三十坪にして之を分ちて事務室、禮拜室、客室、兒童室、行旅病者室、消毒室、瘋癲室等とす

▲役員及び職員 理事長武藤清兵衛氏、評議員福島什山氏外十七名、監事上島職氏外三名、囑託醫兒玉職氏、院主鈴木久太郎氏、院母鈴木千代子、事務員樋口金太郎氏

▲補助 大正五年度以降北海道廳より補助金を下附せらる

財團
法人トラピスト修道院附屬學園

渡島國上磯郡茂別村大字石別村字石倉野

▲沿革 曩きに函館司教ベリオス師本邦に渡來し地方を巡視せるに貧困者の子弟にして就學不能なるものと棄兒孤兒等の甚だ夥多あるを見て靈肉共に救濟の必要あるを感じ明治二十六年五月渡島國龜田郡湯川

村字上湯川に孤兒院を設立し自ら之を經營せり同三十三年十一月現理事長岡田普理衛氏之を繼承して現在地に移轉し園兒の爲め小學校令に準據して私立野の上小學校を設立して之を薰陶したりしが偶々三十六年六月修道院全燒の災禍に遭遇し止むを得ず小學校並に孤兒院を廢止したるも同四十二年三月再び孤兒院を開設し學園と改稱し棄兒孤兒及び貧兒を收容し以て今日に及べり

▲目的及び教育 本園は孤兒又は事情之に等しき貧窮の兒童を收容し相當の教育技藝を授け將來自活の途を得しむるを目的とし收容兒童の學齡に達せし者は悉く村立小學校に通學せしめ義務教育修了者には其の年齢、性質及び嗜好に應じ學術又は本園實習部に於て農業、牧畜、製酪、製罐、製靴、木工の内一科又は數科を授け徳育の方面に於ては基督公教主義に依り毎日朝夕全家族集合して禮拜を行ひ夜は就寢前終日の行爲に就て省察せしむるの外毎週二回基督の教訓を適用して精神の修養に力めしむ

▲成績及び經常費 創立以來收容せる兒童總人員は百三人にして現在男十二人女四人合計十六人あり本園の經費は財團法人トラビスト修道院の會計に屬し其の金額は大正五年度決算額九百九十七圓同六年度豫算額千四十圓なり

▲設備 建物は平家建三棟百三十坪にして禮拜室、事務室、裁縫室、自修室、主事室、食堂、寢室等より成る外に農園三千坪あり

▲職員 主事明石次男氏、主婦明石千代子

▲補助 大正四年度以降北海道廳より補助金を下附せらる

社 團 小 樽 慈 惠 病 院

小樽區住ノ江町三丁目十五番地

▲沿革 明治三十四年六月小樽區吉祥講慈善部は囑託醫をして私立小樽孤兒院の收容兒童を救療せしめたるが事業開始後一年間の成績を見るに患者の死亡數稍々多く是が原因は飲料水の不良、給養の不充分及び病室の不備に歸すべきことを發見したり依て他の適當なる場所に病室を設置するの必要を認め且つ孤兒以外一般窮民にして疾病に罹り醫藥の給せざる者をも共に救濟せんとし龍德寺住職有田法字、本願寺西別院輪番龍山雷雲兩師及び小樽醫師會の諸氏の首唱に依り住江町五丁目一字を賃して小樽施療所を創立せり是れ實に明治三十五年七月十八日なり斯くて専ら貧困病者を救療せしも規模小にして微々振はざりしが翌年十一月に至り區内有志家の贊助を得て擴張を行ひ名稱を小樽施療院と改め普く慈善家の協賛を仰ぎ經營の方針を定めたりしが同三十七年十一月區の狀況に照し更に規模を大にするの必要を認め社團法人設立許可を申請す三十八年三月小樽區より行旅病人取扱及び精神病者監置囑託を受く同五月住江町に院舎を新築し三十九年四月社團法人設立を許可せらる同年八月小樽區より胞衣及産穢物焼却取扱を命せらる同四十二年に至り窮民患者の増加に應じ救護の實を擧げんが爲め住江町に本館増築を計畫し是が工事に著手し翌年八月二十七日工事落成を告ぐ之を本院とし從來のものを分院と稱す是より先六月十四日定款を變更し社團法人小樽慈惠病院と改稱す大正二年三月分院病室の一部を改造し精神病者監置室五室を設け從來の手宮監置所を廢せり

▲被救護者處遇法 本院の目的は疾病に罹り醫藥を得ること能はざる者に施藥し之を救護するにあり其

の方法としては豫め施療券を區役所警察署寺院教會其他必要なる場所に委託し置き救療を要する者に對し交付することとし尙隨時視察員を派出して區内を巡回せしめ又は新聞紙其他に依り貧窮患者を知得するに努め診察の結果其の症病の輕重に依り入院と外來とを定め之を救療す醫師は醫長一名醫員二名あり他に婦人科及眼科専門囑託醫あり夜間は一名を宿直せしむ患者中來院し能はざるものには往診治療の便を與ふ食餌は患者及び従事員均一にして之を直營し醫師をして毎に其の品質を検査せしめ又必要ある患者に對しては各種の滋養物を供給す凡て患者は入院の際其の著衣を脱し清潔なる病衣に改めしめたる後病室に收容す

▲資産及び經常費 資産は基金、建物、醫療器械其他器具を合し二万二千三百八十七圓にして大正五年度收支決算額歳入一万四千八百六十圓歳出一万四千二十九圓、同六年度豫算額一万六千三百六十圓なり其の收入の主なるものを行旅病人及び精神病患者救護費とし寄附金並胞衣取扱料金之に次ぐ

▲事業の成績 創立以來大正五年までの施療患者は男六百三十一人、女二百五十八人、合計八百八十九人、行旅病人男千八百九十人、女百五十七人、合計二千四十七人、精神病患者男百六人、女四十六人、合計百五十二人、濟生會囑託救療患者男十三人、女十二人、合計二十五人、自費患者男五百十人、女三百三人、合計八百三人、入院患者總計實人員三千九百二十六人にして外來患者施療延人員男七万三千五百五十八人、女五万三千二百七十二人、合計十二万六千八百三十人なり大正五年に於ける救療人員を見るに入院施療患者七十三人、延人員三千二百二人、行旅病人百七十三人、精神病患者十一人、濟生會囑託救療患者八人入院患者總數二百六十五人、外來患者施療延人員二万二千九百十人なり

▲建物の設備 院舎は本院及び分院の二より成り外に胞衣産穢物焼却場を附設す本院は木造二階建不燃

質物葺洋館にして總建坪二百四十二坪餘階上は病室五、看護婦室一、階下は病室四、看護婦室、當直室、藥局兼事務室、患者控室、診察室、外科室、婦人科室、準備室、手術室、洗濯場、浴室、應接室、事務員室、食堂其他とし分院は木造平家建不燃質物葺にして總建坪二百二十二坪普通病室二、精神病室五、解剖室、看護人室、宿直室、氷庫、浴室等とす

▲社員 特別社員九名、正社員三十二名、通常社員三十三名、贊助社員二十八名合計百二名なり

▲役員 理事藤山要吉、佐々木靜二、木村圓吉、本間賢次郎、早川兩三、青木乙松、宮腰利作、瀬戸國治の八氏にして顧問は金子元三郎、高橋直治の二名なり

▲職員 醫長瀬戸國治氏、専任醫員阿久津定光氏、西郡省己二氏、囑託醫井上不二雄、本橋慎三、渡邊市二郎三氏、事務長出崎寅次郎氏、事務囑託増村豐藏氏、事務員阿部孝作、吉田房次郎、東海林正司の三氏、調劑員田中政一氏、看護婦長心得檜垣ヒサ子外看護婦五名あり

▲慰籍の施設 時々佛教僧侶又は基督教布教師を聘して説教を請ひ教化慰籍し又浪花節其他の藝人に交渉して院内に於て演技せしめ或は蓄音器に依り娛樂を與へ大祭祝日及び區内の祭典等に際しては特別の食物を給與す

▲選奨及び補助 内務省よりは明治四十三年度以降奨勵及助成金を北海道廳より同年度以降小樽區よりは大正元年度以降補助金を下附せらる

函館區新川町二百七十三番地

▲沿革 創立者仲山與七氏は内地より渡道せる労働者移住者等の頼るべき近親なく又就職の便なく甚しきは所持金缺乏の爲め中途不良の徒となり父子夫婦相別れて悲惨なる境界に沈淪する者多きを目撃し之れが救護を必要なりとし明治三十年一月仲山救護所を區内相生町に設け貧窮者を救助すると共に就職の紹介を爲せしが救濟を請ふ者次第に多く獨力經營を以て到底其の需要を充たすこと能はざるに依り一時之を閉鎖し新に明治四十三年五月寶町舊一貫學校建物五十八坪を購ひ諸般の設備を爲し函館無料宿泊所を設置せしに救濟を請ふ者次第に多く隨て敷地及屋舎の狹隘を感じたるを以て大正三年三月現在の地に移轉し漸次必要に應じて屋舎を擴張し宿料を有せざる者を無料にて宿泊せしめ求職者に對しては職業を紹介し今日に至れり

▲被救護者處遇法 收容者には薪炭及び燈火を給し且つ炊事用器具を貸與し職業を紹介して糊口の途を得しめ雨天若は疾病に罹りたる爲め就業すること能はずして食料に窮する者には之を施與し病者には醫藥を給し尙ほ歸郷を志すも旅費不足を告げたる場合は之を補充して其の希望を遂げしむ

▲資産及び經費 建物及び器具機械四千八百四十圓大正五年度收支決算額は千三百五十一圓同六年度豫算額千四百五圓にして収入の主なるものは賛助金及寄附金なり

▲賛助員 賛助員は其數百二十九名にして釀出金年額九百六十圓なり

▲事業の成績 創立以來の被救護人員二千五百三十二人此延人員三萬三千四百十二人現在人員男七人女三人合計十人なり大正五年中に於ける宿泊救護人員は前年より越人員男二十六人本年中宿泊者百五十六人

(内男百三十八人女十八人) 退所者百七十一人(内男百五十六人女十五人)なり

▲建物の設備 建物は坪數五十七坪にして事務室、應接室、所主室並收容者室等に分つ

▲役員及職員 役員は齋藤重藏、柿本作之助の兩氏にして職員は所主仲山與七氏、事務員海藤彌楚次郎氏なり

▲補助 大正二年度以降北海道廳より同六年度に於て函館區より補助金を下附せらる

財團 小樽盲啞學校

小樽區奧澤町二丁目六十四番地

▲沿革 本校は故小林運平氏の創立にして同氏が小樽區立量徳尋常高等小學校訓導として勤務中啞生の同校に入學を請ふもの三名ありしが氏は校長の命を受け苦心研究の結果發音法を修めて之を教育したり之れを明治三十六年四月の事となす後東京盲啞學校に就きて其の教育法を研究し漸次其の趣味を解し益々是等不幸の兒童が學ぶに途なきを憐み明治三十八年十月盲啞私塾を開設し翌年篤志者の賛助を得て區内住の江町に校舎を新築し同年五月竣工小樽盲啞學校と改稱し北海道廳長官の認可を受け基礎漸く定まるに至り同四十二年五月組織を變更して財團法人とし同四十四年七月現在の地に校舎を新築移轉し八月東宮殿下當區行啓の際御名代を派遣せらる翌年六月北海道廳長官より按摩術及鍼術灸術營業取締規則に依り指定せられたり

▲目的及び教育 本校は盲聾啞の子弟に普通教育を施し兼て獨立自活に須要なる技藝を授くるを以て目

的とし教科を分ちて普通科技藝科の二とし盲生の普通科は修身、國語、算術、歴史、地理、理科、唱歌、體操の八科目とし技藝科は按摩、鍼治及び音楽とす啞生の普通科は修身、國語、算術、圖畫、體操の六科目とし技藝科は繪畫、裁縫、製靴とす授業時間は普通科一日三時乃至五時間、技藝科は一日二時乃至五時間にして修業年限は普通科又は技藝科専修科は凡そ五ヶ年兩科兼修者は凡そ七ヶ年とす而して何れも技藝科に重きを置き其の設備も亦十分の注意を加へ特に製靴及び裁縫の教室には専門の技術者を採用して全然職人養成の趣旨に依り就業時間休暇等も亦其の例に倣ひ卒業後直に獨立自活し得しめんことを期す又校内には地方來學者の便を圖りて寄宿舎を設け舎監を置き秩序ある家庭的養護法を採れり

▲救護人員 創立以來入學せる生徒は盲生三十二名（内男二十七名女五名）啞生五十名（内男三十七名女十三名）合計八十二名にして卒業生は盲生十一名啞生十五名合計二十六名なり現在生徒は盲生三十八名（男三十四名女四名）啞生三十八名（男二十六名女十二名）合計七十六名なり

▲資産及び經常費 基本金二千七百五十九圓校舎價格金五千圓圖書教授機械及器具六百二十圓合計八千三百七十九圓大正五年度收支決算は收入千三百四十七圓支出千二百八十八圓同六年度豫算は千八百五十圓にして其の収入の主なるものは賛助金及び寄附金、竝官公衙の補助金なりとす

▲院舎の設備 建物は二棟二百三十坪にして講堂、啞生教室、盲生教室、盲生技藝實習室、職員室、舎監室、寄宿室、裁縫室、製靴室等より成る

▲役員 校長理事宮腰伊七郎、商議員木村源三郎、加藤忠五郎、村上三郎、稻積豊次郎、京坂與三太郎の五氏

▲職員 神林誠一郎、伊藤敏之助、中舎彌惣七、谷川政次郎、吹田友太郎五氏及び小林淑子、工藤カチ子、村上カン子、青海ハナ子、囑托講師福原資孝氏、囑托顧問醫谷井鶴治、鶴丸文藏兩氏

▲選奨及び補助 明治四十四年度以降内務省より獎勵及助成金を下附せらるる同四十三年度以降北海道廳より同四十四年度以降小樽區より補助金を下附せらる

私立函館育啞院

函館區沙見町三十一番地

▲沿革 明治二十八年函館駐在米國宣教師ドレバル氏母堂マイライネ、ドレバル女史は當時區内に於ける盲人の状態を目撃して深く其の境遇に同情し私財を以て區内青柳町に一の教場を設け函館訓育會と名け盲人を集めて點字及び按摩を教授せり時に盲人教育の機關は全國を通じて僅に五ヶ所あるのみ而して本會は實に東京以北唯一の教場たり之に依り區内盲人中點字を習得せる者多く其の普及上大なる効果を顯はせり同三十四年ドレバル女史函館を去るに臨み米國匿名婦人團に其の經營を托し同時に函館訓盲院と改稱し米國人ワッドマン氏院長となれり時に教師たりし者は大島經男、中島健次郎、篠崎清次の三氏及鈴木たま子なり同三十五年篠崎氏の發議に依り啞生部を置き啞生三名に對し教授を開始せり是れ本道に於て公に豊啞教育を行へる嚆矢なりとす三十六年篠崎氏は東京盲啞學校に就き六ヶ月間盲啞教育の授業を習得して歸る三十七年ワッドマン氏歸國の爲め職を辭し篠崎氏之に代て院長となり刻苦勩勵して經營を持続す同四十年校舎を區内相生町に購入し移轉す四十五年四月名稱を私立函館盲啞院と改め大正三年二月外國婦

人團より盲啞院獨立の勸誘を受け同年四月八日大火の爲め校舍類焼の厄に罹りたるも同年八月三十一日豫定の如く外國婦人團と院との關係を絶ち獨立經營となれり同年九月二十八日現在地に新築校舍成る是れ院長自己の俸給の一部を割き豫て火災保險を附し置きたるに偶々災禍に遭ひ因て得たる保險金の全部を提供し其の他二三有志の寄附金を合して校舍を再築するを得たりしに因るものなり同四年七月後援會組織せらる

▲目的及び教育 設立の趣旨は盲啞子弟に小學程度の普通科を授け知徳を涵養し且つ専門の技藝を教へ獨立自營の人たらしむるにあり教科を分ちて普通科及び技藝科とし更に之を盲生と聾啞生とに區分す修業年限は普通科六ヶ年技藝科は啞生五ヶ年聾啞生四ヶ年とし盲生に對しては按摩鍼治、聾啞生に對しては裁縫を授く

▲救護人員 創立以來の卒業生數は盲生八名(男五名女三名)啞生七名(男四名女三名)合計十五名にして現在の生徒數盲生十七名(男十名女七名)啞生十八名(男女各九名)合計三十五名なり

▲資産及び經常費 資産は基金建物校具及び書籍を合し千五百八十圓にして大正五年度收支決算額收入千五百二十八圓支出千三百六十三圓同六年度豫算は千六百六十圓なり其の收入の主なるものを後援會及び官公衙の補助金とす

▲會員 後援會員は其人員百名あり醸出金年額凡そ八百五十圓なり

▲院舎の設備 院舎は木造二階建坪數七十七坪にして之を分ちて講堂、事務室、圖書室、啞生教室、盲生教室、裁縫室、按摩實習室等とす

▲職員 院長兼教師篠崎清次氏、教師小西勇次郎氏、辻本繁氏、江刺家せき子、加香さだ子、小川さし子外に囑託醫師三名あり

▲選奨及び補助 大正四年度以降北海道廳及函館區より補助金を同五年度内務省より獎勵金を下附せらる

遠友夜學校

札幌區南四條東四丁目二番地

▲沿革 本校の前身は明治二十三年五月創立せる札幌獨立基督教會附屬豊平日曜學校なりとす當時は日曜日一時間づゝ宗教的教育を施したりしが漸次入學者増加し校舎の狹隘と維持の困難とを告ぐるに及び札幌農學校教授新渡戸稻造氏之を見るに忍びず同志者と相計り遠友會を組織し會員醸出の會費を以て維持することゝして獨立の基礎を定め自己所有の土地と金圓とを寄附し校舎を現位置に移して授業を開始せり是れを明治二十七年の事となす開始當時の授業は變則にして最初は一週二回に過ぎざりしが次第に之を増加して遂に毎夜教授することゝなり授業時間は一時間とし普通學科以外に看護法、禮式、茶湯、裁縫等をも教授せるを以て勢ひ普通の學科は不十分なるを免れずして小學校の組織とは頗る其の趣を異にせるものなり當時主として其局に當りし者を大島金太郎、赤井直吉氏等とす明治三十年に至り喜多島慶次郎氏二十四坪の校舎を寄附したるを以て始めて多數の生徒を收容することを得るに及び從來の組織を改めて尋常高等小學校と畧々同等の課程を定め毎夜二時間の教授を爲し稍々體裁を備ふるに至れり明治三十二年第一回

卒業生を出せり此間に於て校務を執れる者を伊藤肇氏とす明治三十三年八月文部省令の規定に準し尋常科には讀書、作文、習字、算術及び唱歌の五科目、高等科には以上の課目の外地理、歴史、理科の三科目を課するこゝなれり時に新渡戸氏外遊の爲め札幌を去りしに依り宮部金吾氏之に代りて監督となり木村徳藏、彌崎知二郎、半澤洵、瀧臣弼等の諸氏教務に當り河内完治、末光績、池田競、足助素一等の諸氏續て教鞭を執れり後外遊を了へて歸朝せる大島金太郎氏宮部氏に代り荒川重理、池田次郎、柳川秀興等諸氏教務に當れり明治四十一年新小學校令に依り従來の高等一、二學年を尋常五、六年と改稱し四十二年有島武郎氏大島氏に代る時に校舎甚しく朽廢したるに依り寄附金を募集して之を改築し四十三年二月竣工す當時教育に任じたる者は河田喜一郎、山口盛雄、吉良義文、松尾修一等の諸氏なり四十五年新に電燈を以てランプに代へて以來教室の體裁も頓に改まり其他の設備も亦大に整頓するに至り大正五年三月北海道廳より私立學校認可を得て今日に及べり

▲目的 本校は未就學及び半途廢學の兒童又は義務教育終了後日中勞働に従事するが爲めに修養の道を得ざる者を收容して普通教育を授け公民として必要な智識と品性とを修得せしめむとするを以て目的とし生徒は日用品を自辨する定なれども授業料其他の納金を要せず

▲生徒の現在員 尋常科第一學年五人、第二學年十五人、第三學年二十一人、第四學年十七人、第五學年十二人、第六學年十六人、高等科第一學年十九人、高等科第二學年九人、合計百十四人内男六十人、女五十四人なり本校の生徒は年齢區々にして出缺入退も不規律なるを免れず又能力及び品性の懸隔甚きしも其の修學態度は眞摯熱心にして在學數年に及ぶ者は實力を得て卒業する者少からず

▲事業の成績

創立以來の入學人員に就ては記録の憑るべきものなきも明治四十四年以來大正六年四月に至るまで本校に學びて卒業又は退學せる者は四百五十二名なり而して卒業生の人員は第一回明治三十二年以來大正六年三月まで高等科男六十一名女二十二名合計八十三名にし尋常科は第一、二回不明にして第三回明治三十四年以來大正六年に至るまで男九十七名女百十五名合計二百十二名に上れり

備考 明治四十二年以前の尋常科卒業生は舊小學校令に依り尋常四年を以て卒業とせり

▲資産及び經常費 基本金千三百二十五圓土地建物價格約二千圓を有す大正五年度收支決算は七百三十五圓にして同六年度豫算は六百七十圓なり其の收入の主なるものを會費とす

▲生徒處遇法 (一) 授業時間は九月より翌年五月までの九ヶ月は毎夜二時間とし六、七の兩月は一時間半とし八月は一時間とす授業開始時刻は六時、六時半及七時とし季節に依りて之を變更す(二) 授業科目は修身、讀方、綴方、習字、算術、珠算、歴史、地理、理科及び唱歌とし適宜體操、圖書、手工等を課す(三) 休日は冬期休業(十二月二十五日より一月八日に至る)日曜日、大祭日、札幌神社祭日及び學年末休業(三月二十九日より三十一日に至る)なるも日曜日は倫古龍會、董會、修身會等修養上の會合に充つるを以て生徒の眞に休業し得るは一ヶ月の内二三回なりとす

▲修養機關

(イ) 倫古龍會 尋常五年以上の男生、教師、役員及び嘗て五年級以上に在學せる者より成り毎月第二及び第四の日曜日例會を開きアブラハム、リンコン氏の人格品性を理想とし演説討論を爲し又傳記類を輪讀して砥礪の資に供す會は自治とし例會の外春秋二季に總會を開き役員を選擧す其他圖書貸出及び毎月一回會員の感想を集めたる會誌を發行す(董會 尋常五年以上の女生徒、教師、役員及び嘗て五年

級以上に在學せる女生徒を以て組織す毎月第一日曜日例會を開きて修養に資し後、仕事會を開き袋貼、雑巾刺、鼻緒製造等を爲す半自治とす(ハ)修身會 尋常四年以下の生徒の爲めに設け第三日曜日例會を開き會後楽しく遊戯を行ひ其の間に作法を知得せしむ(ニ)獎勵會 毎年十二月二十八日全校を擧げて催ふす大會にして生徒に學藝を演習せしめ學事を獎勵するを目的とす當日本校關係者の講話、餘興等あり(ホ)遠足會 春秋二季に日を選び男女生徒各適當の地を定め教師の附添に依り遠足を試むるものとす其他生徒の計畫に係る遠足は適宜に行はる(ヘ)運動會 五月上旬校庭に於て舉行す

▲規模 敷地四百五坪平家建物坪數七十六名あり四教室、宿直室、教師控室、小使室、物置等より成る
▲會員數 遠友會員は在札四十三名區外七名合計五十名なるが内二十名は東北帝國大學農科大學關係者にして會員離出金は年額約四百三十圓なり

▲役員及び職員 校長新渡戸稻造氏、主幹蠣崎知二郎氏、會計係幹事半澤洵氏、教師は農科大學學生及生徒にして野中、篠崎、高松、秋場、三田、中尾、山林、高橋の諸氏なり外に私立北海中學校教員富宅益吉氏は篤志を以て歴史科を擔當せらる

▲選奨及び補助 内務省より明治四十三年度以降獎勵及助成金を北海道廳より同四十四年度以降補助金を下附せらる

財團 函館助成會

函館區龜田村字千代ヶ岱

▲沿革 明治四十年七月函館監獄教誨師藤井大威、大谷派本願寺函館出張所録事藤井秀雄の兩氏冤囚保護の必要を首唱し之を其の僚友たる監獄職員に圖りて賛成を得たるに依り同年八月二十五日假事務所を監獄附屬建物宿所内に創設し名稱を函館出獄人保護會とし職員の離出金を以て經費に充つ同年十二月函館控訴院檢事長池上三郎氏を會長に推薦し總會を開催して會則を制定し且つ役員を定め専ら會務の擴張を圖る同四十三年監獄附屬地六百坪無償使用の許可を受け事務所を新築し十一月落成式を擧げ同時に函館同仁會と改稱し専任幹事一名を置き被保護人と寢食を共にし會員募集の任に當らしむ大正四年七月組織を財團法人に改め會名を函館助成會とすることを許可せらる

▲目的 函館監獄の囚人中改悛の實蹟顯著なる者又は將來改悛の見込あるも引受人なき者を收容し之に保護を與へて親戚故舊に引渡し又は汽車賃船賃を給して歸郷せしめ或は生業に就かしめ自活の途を與ふるにあり

▲保護の種類と其の成績 保護を分ちて(一)收容保護(二)間接保護(三)一時的保護とし更に(一)を分ちて場内就業と場外就業との二とし(二)を分ちて獨立して一家を立つる者、他家に雇はる者、他家に寄食する者の三とし(三)に屬するものを出監の際一時宿泊せしめ或は保護者を呼寄せ引渡すもの、職業又は他の保護會に紹介するもの、衣類雜品又は旅費を給與し若は職業用器具を給與又は貸與するもの、家庭隣佑被害者との融和を計り或は被保護者の家族を保護するもの等とす

創立以來の保護人員男七百五十一人女四十一人合計七百九十二人にして大正五年中に於ける保護人員は直接保護三十三人間接保護五人なり

▲資産經常費及び維持方法 資産は基本金一萬三千圓家屋價格八百圓備品二百圓合計一萬四千圓にして大正五年度收支決算は收入千八百三十圓支出千四百六十圓同六年度豫算は千六百二十四圓なり而して維持方法は會員及び賛助員の醜金並篤志家の寄附金官公署の補助金等より成る

▲會員 會員百四十一名賛助員五十名合計百九十一名なり

▲建物の設備 敷地六百坪建物木造平屋一棟六十五坪にして事務室、職員室、收容者室、作業場等に分

つ

▲役員及び職員 會長田中秀夫氏理事印南於菟吉、河毛三郎、澁谷金次郎、貝沼勇見四氏評議員今井時太郎氏外十六名幹事齋藤岩藏、桑島吉六、松山邦助三氏

▲補助 本會は明治四十二年以來司法省より獎勵金を同四十四年度以來北海道廳より大正四年度以降函館區より補助金を下附せらる

北海道 授産場

石狩國札幌郡札幌村苗穂御料地

▲沿革 明治四十一年十月新刑法實施と共に監獄法施行せられたる爲め免因保護上多大なる影響を被むれるを以て眞宗大谷派本願寺は之を保護する趣旨に依り同四十二年十二月札幌區山鼻本願寺別院境内に北海道免因保護場を設立し翌年一月十勝監獄より一名の出獄者を引受けて之を保護せしに濫觴し漸次其歩を進のしが其の位置の不適當なるが爲め大正元年十一月現在地に移轉し引取人なき出獄者を收容し授産の方

法として工業部を設け石蠟の製造及び販賣、洋服裁縫、木工、經師職等諸種の方法を取りたるも都合に依り一切之を中止し明治四十四年札幌郡白石村厚別に十餘町歩の未開地を墾下げ農業部を開始し其の開墾耕作及日傭其の他の職業に就かしめ今日に及べり

▲被保護者處遇法 保護主任は出監人ある毎に監獄へ出頭して之を同伴し來り先づ其の希望目的を聴取し出來得る限り其の希望を満たしめ歸住を希ふ者に對しては旅費を、被服を要する者には衣類を給與又は貸付し就職せむことを欲する者には職業を紹介し又場内より通勤を望む者に對しては之を收容し所得金は事務所に提供せしめ食費及必要なる費用を控除し剩餘金は本人の名を以て貯蓄せしめ獨立又は歸郷の際之を交付す而して改過遷善の實績を擧げしめむが爲め毎月十二日被保護者を集めて定例の精神講話會を開き收容者に對しては日夕適當の教訓を示し相談に應じて家庭の聯絡及び融和を計る

▲事業の成績 創立以來の被保護人員は千百六十五人にして現在直接保護四十五人間接保護九十四人合計百三十九人あり大正五年中の保護人員收容者男百二十一人女四人合計百二十五人内保護を解きたる者男百三人女三人合計百六人一年内の延人員五千九百二十三人間接保護男百四十一人女二十四人合計百六十五人内保護を解きたる人員八十七人なり

▲資産と經常費 本場の資産は土地建物及び什器を合し約二千八百圓あり大正五年度收支決算額二千二百圓其の收入の内主なるものを大谷派本願寺の補助金とし輔成會の補助金之に次ぐ大正六年度豫算額は二千八百圓なり

▲建物の設備 建物の坪數は百二十七坪にして説教場、事務室、應接室、收容者室、病室、集合室等に

分つ

▲職員 場長長谷得静氏、保護主任巖城静政氏、司計三浦豊三郎氏

▲補助 明治四十四年度以降北海道廳より大正元年度以降司法省より事業獎勵として補助金を下付せらる

寺 永 慈 惠 院

北見國網走郡網走町字北見町南通五丁目二十五番地

▲沿革 明治二十七年六月一免囚永專寺住職寺永氏の門を敲き獄中の狀況及び囚徒の佛教の教誨を渴望せる旨を告ぐ當時網走分監に於ける囚徒の教誨は基督教の手に囑せられたりしが茲に於て寺永氏は獄中教誨を分囑せられんことを出願し其の許可を得毎月數回囚人に面して教誨を爲すに及び具さに獄中の狀況を見聞し満期に近ける囚徒中其の境遇實に同情に堪へざる者あるを見免囚を保護せむことを出願し二十八年十二月許可を得翌年二月始めて免囚二人を引受け之を監督指導したるを以て嚆矢とす爾來獨力を以て之を經營せしが明治四十年に至り出獄者益々多きを加へ到底獨力の能く支持すべからざるを感じ之を公私に訴ふるに及んで大に諸方面有志者の同情を喚起し同年七月一日より會員組織として經營し名を寺永慈惠院と稱し今日に及べり

▲被救護者處遇法 被救護者は之を寄宿舎に收容し生活費中點火料及び薪炭費を給與し其他は總て自辨とし經費は收得金を以て月末に償還せしむることとし不足額を生ずる時は一時之を貸與し翌月に於て追償

せしめ疾病負傷等の場合は情狀に依り一部或は全部を給與す而して其の特技、性行、健康狀態等を參酌して適當なる業務を紹介し從業の方法は場内工場従業、通勤、出稼とし毎月數回修身講話を與へ自重心を保持せしむ

▲資産及び經費 資産は建物千二百圓土地二千九百圓什器三百三十圓合計四千四百三十圓にして大正五年度收支決算は収入額千二百圓支出九百圓同六年度豫算額千五十一圓其の収入の主なるものを獎勵及補助金並に會員醜出金等とす

▲事業の成績 創立以來の保護人員は二百三十九人一時的保護三百六十四人合計六百三人現在直接保護五十六人間接保護十二人合計六十八人あり而して大正五年中保護人員は前年越六十一人新規入院四十二人合計百三人延人員二萬五千四百六十八人退院者三十五人なり

▲建物の設備 建物は五十三坪にして佛間、事務室、收容者室、病室及び工場等より成る

▲役員及び職員 役員は總會長川越常次郎氏、評議員會長大谷友次郎氏評議員伊藤景介氏外五十八名にして職員は院主寺永法專氏事務員東教圓氏なり

▲會員 名譽會員二名維持會員百六十四名賛助員二百七十三名合計四百三十九名

▲補助 明治四十年以降司法省より獎勵金を大正元年度以降北海道廳より補助金を下附せらる

▲選獎 大正四年十二月二十四日院主寺永氏は公衆の利益を興せし廉を以て賞勳局より藍綬褒章を下賜せられたり其表彰狀左の如し

北海道網走郡網走町

寺

永

法

專

夙ニ囚人教誨ノ事ニ從ヒ得ル所アリ明治二十九年自坊永專寺ニ冤囚ノ保護場ヲ設ケテ出獄人ヲ收容シ至誠ヲ以テ之レカ感化保護ニ努メタルモ何レモ重罪犯者ニシテ性情容易ニ矯正シ難ク身被保護ノ中ニ在リテ猶ホ罪ヲ犯スアリ爲メニ四圍ノ論難ヲ受ケ經營甚タ困難ヲ極メタルモ毫モ屈撓セス克ク之レカ維持ニ力ヲ盡シ後チ團體ノ組織トナシ寺永慈惠院ト稱シ更ニ收容所ヲ建設シ幾多出獄人ヲ救護シテ良好ナル成績ヲ修メ刑政上裨益ヲ與フルコト尠カラス洵ニ公衆ノ利益ヲ興シ成績著明ナリトス依テ明治十四年十二月七日勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰セララル

十 勝 自 營 會

十勝國河西郡帶廣町番外地

▲沿革 十勝集治監釋放の徒刑囚にして本道に止まる者の爲めに典獄教誨師等相圖り明治三十二年十月以來其の保護を爲したるも當時は單に職業を紹介せるに過ぎざり然るに出獄者にして地方に滞留する者漸く増加し之れが收容保護の必要を生じたるを以て明治三十七年五月二十七日監獄用地の一部を借用して屋舎を建築し十勝監獄出獄人保護場と稱し專任の理事を置き直接監督保護の下に日傭稼を營ましむ同三十九年以來假出獄者次第に多く保護を要する者亦隨て増加したれば同四十一年十一月會則を設け事業亦稍々擴張し更に大正元年十一月保護場を帶廣町番外地に移轉増築す是より先當町有志の設立に係る同種の團體十勝自營會ありしも經營上兩立の不得策なるを感じ協議の上同二年七月之を合同し名稱を十勝自營會と改め現在に及べり

▲被保護者處遇法

被保護者は性格、體質職業等を斟酌して可成地方の農工商業家に紹介して業務に就かしめ雇主の許に起臥する能はざる時は保護場に收容し居室を貸與して自炊せしむ而して收容者には朝夕雇主に對する親善の道を誨へ又毎月一回直接保護者の全部を招集し會長理事出席して精神修養其の他處世上必要な講話を爲し不斷自重の精神を養成せしめ被保護者には郵便貯金を奨勵し通帳は本會司計之を管理し被保護者には假通帳を交付し出納には會長の承認を経ることとす。

▲事業の成績

創立以來收容保護人員百九十五人現在直接保護收容十六人場外五人計二十一人間接保護十九人あり、大正五年中保護人員は收容者五十七人延人員八千四百四十四人間接保護二十四人一時的保護二百三十人あり

▲資産及び經常費

銀行預金八百九十三圓家屋價格四百六十三圓什器六十五圓家畜十四圓其他十圓合計千四百四十五圓を有す大正五年度收支決算額は千三百四十六圓にして同六年度豫算額は千四百八十二圓なり

▲建物の設備

家屋は二棟八十六坪あり事務所及教誨堂一棟二十坪、收容者居室一棟九室五十七坪及附屬建物より成る

▲職員

會長は木島正三氏にして理事は川島義夫、湯口温雅、武田又市、宗像金七、佐藤謙善、高橋仁兵衛の六氏なり外に司計奥村輝氏あり

▲補助

大正元年度以降司法省より大正四年度以降北海道廳より事業獎勵の爲め補助金を下附せらる

札幌大化院

札幌區南一條西十四丁目二番地

五〇

- ▲沿革 本院は大正元年九月十五日の創立にして元札幌記念保護會と稱し出獄人保護の目的を以て事務所を札幌區北一條西二丁目に設置し大正三年一月規則を改正し同四年一月名稱を札幌大化院と改め南七條西一丁目に移轉し同五年五月院則を改正し現在の地に院舎を新築し移轉せり
- ▲保護の種類 保護は之を直接保護、間接保護及び一時保護の三種とす
- ▲事業の成績 創立以來保護したる人員は百二十名にして現在直接保護六名、間接保護二名あり
- ▲院舎の設備 院舎の總建坪は三十坪にして事務室、應接室、職員室、收容者室、講演室等に分つ
- ▲資産及び經常費 建物及び什器千七百圓大正五年度收支決算六百七十三圓同六年度豫算千四千三圓其の収入の主なるものを慈善演藝會益金、寄附金及び雜收入とす
- ▲賛助員 賛助員は七十八名あり其の離出金年額百二十圓なり
- ▲役員及び職員 理事數惣七氏外二名評議員子野日弘毅氏外九名院長助川貞二郎氏會計主任太田銀司氏外保護主任事務員各一名あり

博愛職工會

札幌區北十條西三丁目五番地

- ▲沿革 本會は明治三十九年二月九日の創業に係り免囚保護の目的を以て大阪府東成郡中本村に事務所を置く同四十一年十一月大阪府知事より出獄人保護會設立を認可せられ四十三年九月院舎建築工事竣成す翌年十二月札幌に支部を設く大正二年九月北海道北見國常呂郡トブシュエツ原野に於て二百三十餘町歩の特定地貸付を受く同年十二月本部を札幌に移し寄宿舎納屋及び事務所を増築す同月トブシュエツ原野に農場事務所及び收容所を新築す

- ▲收容者處遇法 收容者は本場一定の收容所内に起臥せしめ本場の保護監督の下に未墾地の開拓に従事し傍ら精神修養をなし將來獨立自營せしむるものとす
- ▲事業の成績 創立以來の收容人員は百五十五人にして現在員は九人なり
- ▲設備 建物坪數は百三坪にして之を事務室、收容者室、農具納屋、收穫物納屋及び厩舎等に分つ
- ▲職員 主管相川勝治氏、農場主任野々山義敬氏、事務員相川珠貴氏
- ▲經費 大正五年度收支決算額は千八百十八圓なり
- ▲補助 明治四十一年度以降司法省より事業獎勵費を下附せらる

旭川救護院

旭川區二條通一丁目

- ▲沿革 明治四十三年十一月窮民救濟の目的を以て救護所を區内三條通六丁目に設立し旭川町役場の委託を受け行旅病人並に精神病患者の取扱を引受け傍ら孤兒を收容したるが漸次事業を擴張し院舎の狹隘を告ぐるに至り翌年八月現在地に院舎を新築移轉す

▲收容者處遇法

五二

一、困窮病者の取扱 施療患者の取扱は官署公衛の調査又は本院より事務員を派し實地に就きて其の生活状態を視察したる結果救護の必要ありと認むるときは直に本院に收容し施療の方法を行ひ其の病症の輕重に依り更に分類して各別室とす

二、行旅病者の取扱 官公衛より引渡を受くるや直に院内に收容して衣食を給し醫藥を與へ疾病輕快となり救護の必要なきに至れば委託廳の指揮を俟ちて之を解放し又は其の生活の途に導くものとす

三、精神病者の取扱 元來精神病者は家庭の不和又は事業の失敗等に起因し煩悶の結果發病する者多きを以て之を入院せしむるは家族との繋累を去り其の他種々の刺激を避けしむるに依り處治療法と待遇療法とを行ひ快復を速からしむ

▲事業の成績 創立以來困窮病者の收容七十四人在院期間短きは三ヶ月にして最も長きは二年十一ヶ月に及べるものあり行旅病人の救護千九十六人内治愈解放者は七五%にして死亡者一五%死体收容者一〇%なり次に精神病者の收容數四十五人内最長期は創立以來今日に及べる者二人あり短きは十七日間なりとす又監置期間の最長は十一ヶ月にして最短は一ヶ月なりとす孤兒貧兒民の收容數は總べて二十一人なり現在の收容者は行旅病人十四人、精神病者六人、孤兒一人なり而して毎年三四月の交より逐次收容者の減少を見るを例とす是れ漁業農業及び土工其他の事業の開始に依り生活の道を得易きに基因するものなり

▲院舎の設備 總建坪百二十六坪にして之を分ちて事務室、患者控室、藥局、診斷室、手術室、病室、監置室等に分つ

▲資金及び經常費 事業資金の現在は五百六十七圓にして大正五年度收支決算額三千七十一圓同六年度豫算額三千三百五十五圓なり其の收入の主なるものを行旅病人依託料とす

▲賛助員 賛助員三十九人隨喜賛助員七十三人合計百十二人

▲職員 院長西村信吉氏、役員山崎與吉氏、院醫布施政喜氏、事務員村瀬茂太郎氏

北海道感化救濟事業要覽終

五三

北道慈善會

大正六年九月九日印刷
大正六年九月廿三日發行

大正六年九月九日印刷
大正六年九月廿三日發行

〔非賣品〕

發行者 北海道慈善協會
北海道廳內

代表者 副 島 壽 人
札幌區南四條西九丁目

印刷者 高 增 孫 治 郎
札幌區大通西二丁目七番地

印刷所 高 增 印刷所
札幌區大通西二丁目七番地

終

